

## 特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する 行政処分（業務停止命令 6 ヶ月）について

本日、県は、主として磁気活水器・浄水器の販売等を行っている訪問販売事業者「株式会社湊設備」（本社：東京都台東区上野六丁目 6 番 1 号）に対し、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）の違反行為である販売目的の不明示（法第 3 条違反）、不実告知（法第 6 条第 1 項違反）の違反行為を認定したため、法第 8 条の規定に基づき、業務について停止するよう命令する行政処分をした。

なお、本案については、茨城県と埼玉県が初めて連携し、合同で調査を行い、同時に行政処分を行ったものである。

### 株式会社湊設備に対する行政処分（業務停止命令 6 ヶ月）の概要

#### 1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社湊設備
- (2) 代表者：代表取締役 植竹 完治（うえたけ かんじ）
- (3) 本店所在地：東京都台東区上野六丁目 6 番 1 号舶来堂ビル 6 階
- (4) 事業開始：平成 15 年 7 月
- (5) 資本金：1000 万円
- (6) 取引形態：訪問販売
- (7) 主な事業：磁気活水器・浄水器の販売 など
- (8) 売上高：約 4 億円（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）
- (9) 従業員数：役員 2 名 社員 32 名

#### 2 取引の概要

株式会社湊設備（以下「同社」という。）は、東京都台東区上野六丁目 6 番 1 号舶来堂ビル 6 階に本店を置き、訪問販売の方法により、磁気活水器・浄水器の販売等を行っていた。

同社は、主として、消費者の住居を突然訪問し、「給湯器の点検方法の説明に来ました。」などと告げた後、磁気活水器等を取り付けることにより給湯器が長持ちするなどと説明され、磁気活水器等の販売契約を締結させていた。

磁気活水器の商品名：「アクシアム」「アールイオンウェル」

#### 3 同社に係る県内消費生活センターへの相談件数

[平成 18 年 5 月～平成 21 年 4 月]（単位：件数）

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	計
2	0	4	2	8

契約当事者：平均年齢 41 歳（33 歳～53 歳）

#### 4 違反事実の概要

##### (1) 販売目的不明示(法第3条違反)

訪問販売しようとするとき、その勧誘に先立って、「給湯器の点検方法の説明にきました。」などと告げ、商品の売買契約等の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

##### (2) 商品の効能についての不実告知(法第6条第1項第1号違反)

合理的な根拠がないにもかかわらず、磁気活水器を取り付けることにより、「給湯器の定期的な点検清掃が不要になります。」「水道管にさびがつかなくなります。」「通常15年位と言われている水道管の寿命が、約4倍の60年に延長され、エコキュートなどの設備の寿命が延びる。」などと、商品の効能について、不実のことを告げている。

##### (3) 販売価格についての不実告知(法第6条第1項第2号違反)

商品の契約の締結について勧誘する際に、「今付けると工事代がタダになります。」「今日契約いただければ、別な部屋の工事ですべて来ていますので、本体価格のみで購入できます。」などという説明をしているが、実際には、大多数の契約において工事代金は本体価格に含まれており、商品の販売価格について不実のことを告げている。

#### 5 行政処分の内容

##### 特定商取引法に基づき業務停止命令

平成21年11月18日から平成22年5月17日までの6ヶ月間、訪問販売に係る次の業務を停止すること。

- (1) 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

#### その他

##### 同社と契約をした消費者からの相談窓口

茨城県消費生活センター 電話029-225-6445